

愛知川漁業協同組合の遊漁規則変更認可について

1 変更の内容

- ・ 遊漁料金の変更に合わせて、関係条項を別表の通り改める。

2 変更を必要とする理由

- ・ 県下各地の状況と比較して安価である溪流釣りの遊漁料金について、値上げにより遊漁料収入の増加を図り、増殖活動や河川管理活動の充実を図る。

3 変更の妥当性

- ・ 遊漁料金を変更するにあたっては、漁場を管理する漁業協同組合の収入と支出を勘案し、遊漁者が本来負担すべき金額と実際の遊漁料金を比較して、遊漁者に過度な負担を求めるものでないかを判断する必要がある。
- ・ 愛知川漁業協同組合では、別紙の計算式により、遊漁者が負担すべきあまご・いわな・にじますの日券の額は1,538円となった。
- ・ 変更後のあまご・いわな・にじますの日券の額は1,500円を予定しており、上記の1,538円を下回っていることから、遊漁者に過度な負担を求めるものではなく妥当であると判断される。
- ・ 計算式には年券と日券の比が含まれており、同時に変更後の年券の額（6,000円）も妥当であると判断される。

別表

遊漁規則新旧対照表（関係部分抜粋）

旧			新		
（遊漁料の額及び納付方法） 第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、または小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。			（遊漁料の額及び納付方法） 第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、または小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。		
魚種	漁具・漁法	遊漁料	魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	友釣 エサ釣 毛針釣 引掛 手網 玉網 叉手網	各解禁日から終了まで 年券 8,000 円（あまご・いわな・にじます 年券との同時購入者は、6,000 円） 日券 2,000 円	あゆ	友釣 エサ釣 毛針釣 引掛 手網 玉網 叉手網	各解禁日から終了まで 年券 8,000 円（あまご・いわな・にじます 年券との同時購入者は、6,000 円） 日券 2,000 円
	投網	解禁日から終了まで 年券 8,000 円（あゆ（投網以外）の年券との同時購入者は、5,000 円）、（あゆ（投網以外）及びあまご・いわな・にじます年券との同時購入者は4,000 円） 日券 4,000 円		投網	解禁日から終了まで 年券 8,000 円（あゆ（投網以外）の年券との同時購入者は、5,000 円）、（あゆ（投網以外）及びあまご・いわな・にじます年券との同時購入者は4,000 円） 日券 4,000 円
あまご いわな にじます	竿釣	濃密放流区を除く漁業権漁場区域内、解禁日から終了まで 年券 5,000 円 日券 1,000 円	あまご いわな にじます	竿釣	濃密放流区を除く漁業権漁場区域内、解禁日から終了まで 年券 <u>令和7年9月30日まで</u> 5,000 円 <u>令和7年10月1日から</u> 6,000 円 日券 <u>令和7年9月30日まで</u> 1,000 円 <u>令和7年10月1日から</u> 1,500 円
	竿釣	愛知川支流渋川の大堰堤から掘越堰堤までの区間 （濃密放流区） 12月1日から翌年9月30日まで4,000 円		竿釣	愛知川支流渋川の大堰堤から掘越堰堤までの区間 （濃密放流区） 12月1日から翌年9月30日まで4,000 円
2 （略）			2 （略）		